

正しいはかりは お店の信用です

① 正しいはかりを使用していますか？

取引・証明に使用するはかりは検定証印又は基準適合証印が付されていなければなりません。

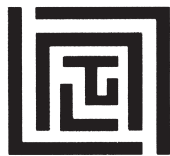
取引・証明に使えます



検定証印の表示

検定証印

国や都道府県などの公的機関が法令で定める基準により行う検査に合格したはかりに付される証印です



基準適合証印の表示

基準適合証印

国の指定を受けた製造事業者が自社の製品に対して公的機関と同等の基準で検査を行い合格したはかりに付される証印です

取引・証明には使えません



家庭用特定計量器の表示

家庭用

家庭用計量器マークのあるはかりは取引・証明には使用できませんのでご注意ください
(例：ヘルスマーター・キッチンスケール等)

『取引・証明とは』

- ① 商品や製品等を計量して売買したり、その内容量等を表示するとき
- ② 病院、学校等で体重をはかって、患者や第三者に知らせるとき
※健康診断に使用するはかりも含まれます
- ③ 薬局等で調剤に使用するとき
- ④ 自動はかりにより詰め込んだ商品の量目を最終確認するために使用するとき
- ⑤ 宝飾店、古物商店等での貴金属の質量（重さ）による販売、買取等に使用するとき
- ⑥ その他、計量結果を業務上証明するとき

② 定期検査を受けていますか？

検定証印のあるはかりも使っているうちに誤差が出てくることがあります。そこで取引・証明に使用する非自動はかりは、計量法により2年に一度の定期検査の受検が義務付けられています。(ただし、適正計量管理事業所として知事の指定を受けた事業所で使用する計量器、並びに計量士による定期検査に代わる計量士による検査〈代検査〉を受けた計量器は同等の検査を受けているので検査免除となります。)

検査を受けなかったり不合格のはかりを使用していると法律で罰せられます。

検査に合格したはかりには定期検査済証印(合格証)を貼付します



左は、2025年4月定期検査に合格したことを表しています

検査については手数料が必要です。

※神戸市計量検査手数料条例に基づくものです

種 類	手 数 料
ばね式指示はかり・台手動はかり・手動指示併用はかり 等比皿手動はかり・不等比皿手動はかり	100kg以下 500円 250kg以下 900円
分銅・おもり	10円 (1個につき)
電気抵抗線式はかり・誘電式はかり・電磁式はかり (感量1万分の1以上)	100kg以下 1,400円 250kg以下 1,900円
電気抵抗線式はかり・誘電式はかり・電磁式はかり (感量1万分の1未満)	100kg以下 2,800円

(この表は条例の別表の一部を抜粋したものです。)

神戸市では指定定期検査機関である(一社)神戸市計量士会への委託により検査を実施しています。

東地区(東灘区・灘区・北区・中央区)は偶数年度に、西地区(兵庫区・長田区・須磨区・垂水区・西区)は奇数年度に、事前に検査日をハガキでお知らせした上で、検査員が直接事業所にお伺いして検査を行います。

問合せ先 (指定定期検査機関) 一般社団法人 神戸市計量士会 TEL078-327-1802
神戸市中央区東町116-2 オールドブライト402号

又は 神戸市 消費生活センター 計量検査係 TEL078-371-1248
神戸市中央区橘通3丁目4番1号
神戸市立総合福祉センター5F